

入札公告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年9月24日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院
理事長 住友 正幸

1 入札に付する事項

- (1) 入札（業務）件名
滅菌手洗い装置定期点検
- (2) 業務内容

I 次に示す場所及び内容のとおり滅菌手洗い装置の点検を行うこと。

階	場所	型式	台数	点検内容
4 階	410号室	820-A	2 台	①
	411号室	820-A	2 台	①
	412号室	820-A	2 台	①

II 前項の点検内容①について、各台においてシャワーUV 灯、シャワーUV 灯点灯用インバータ、シャワー目皿、パッキン、除菌フィルタ及び流水 UV 殺菌灯の交換を行い、その他機器・部品等の点検を実施すること。

III 本件点検において、上記交換部品以外で不良を確認した場合は速やかに発注者へ報告するとともに見積書を提出すること。

- (3) 業務期限
令和7年11月30日までとする。
- (4) 履行場所
徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院
- (5) 入札方法
一般競争入札

2 入札及び開札執行の日時と場所

- (1) 日時
令和7年10月3日（金曜日）午前10時00分
- (2) 場所
徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院3階会議室

3 落札者の決定方法

地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（以下「実施規程」という。）に基づいて

作成した予定価格の制限の範囲内であり、仕様書等で指定する品質、機能等の基準を全て満たしている提案をした入札者のうち、最低の価格を提示した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適當であると認められるときは、その者を除き当該契約に係る入札を再入札とすることがある。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

実施規程第36条第1項に規定するとおりとする。ただし、実施規程第39条第1項に規定するいずれかに該当する者は、契約保証金の全部又は一部を免除とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

(1) 実施規程第7条第1項に規定する徳島県の入札参加資格者名簿に登載されている者、又は同条第2項の規定によって新たに資格審査を受けて参加が認められた者であること。

(2) 実施規程第8条の規定に該当しない者であること。

(3) 入札しようとする調達機器等の仕様及び工事業務等に必要な資格等を証明する書類(詳細は仕様書等による。)を5の(5)に示すとおりに提出ができる者であること。

(4) 本件入札に参加しようとする者は、5の(1)及び(3)に該当する資格を証明する書類を提出し審査の結果「適合」と認められた者であること。

(5) 5の(4)に関する確認資料の受領期限、提出場所及び方法

I 受領期限

令和7年9月30日(火曜日)午後4時必着

II 提出先

9の(4)のIに示す場所

III 提出方法

持参又は郵送(郵送による場合は書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。)

6 入札の無効

(1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

I 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。

II 入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

III 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。

IV 入札に関し談合等の不正行為があったとき。

V 入札書に記名押印がないとき。

VI 入札書の記載事項の確認ができないとき。

VII 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

Ⅷ その他契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

7 入札又は開札の中止による損害に関する事項

いかなる場合においても、入札参加者もしくはその他代理人が本件に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人又は落札者となった者が負担する。

8 落札の無効

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた後、法人が定めた期間内に契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。
- (2) 落札者となった者が、契約締結日までに徳島県建設工事等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合、その者とは契約を締結しない。

9 その他の事項

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約希望金額（消費税法及び地方税法に則った消費税等は含まない。）として落札する。ただし、入札執行者は、契約金額の支払いの際上記契約希望金額に消費税等を加算した金額をもって支払う旨を、契約書に明記する。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 仕様書及び入札説明書の交付

I 交付場所

郵便番号：772－8503

所在地：徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

所属名：地方独立行政法人徳島県鳴門病院施設整備企画課

T E L：088－683－0011（内線番号 1385）

F A X：088－683－1860

E-mail：shisetsu@naruto-hsp.jp

II 交付期間

令和7年9月24日（水曜日）から令和7年9月30日（火曜日）の土日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで。

(5) 入札に係る質疑

I 質疑の問い合わせ先

所在地：徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

所属名：地方独立行政法人徳島県鳴門病院施設整備企画課

T E L：088－683－0011（内線番号 1385）

F A X：088－683－1860

E-mail：shisetsu@naruto-hsp.jp

様式は法人の準備したもの。

Ⅱ 受付期間

令和7年9月24日（水曜日）から令和7年9月30日（火曜日）の土日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒772-8503 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

担 当：地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局施設整備企画課
（入札担当：中野、大谷）

T E L：088-683-0011（内線番号 1385）

F A X：088-683-1860

E-mail：shisetsu@naruto-hsp.jp

以上